

第二十二回 参議院内閣委員会會議録第八号

昭和三十年六月二日(木曜日)午前十時
四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 植竹 春彦君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
中川 以良君
中山 壽彦君
豊田 雅孝君
野木 品吉君
千葉 信君
松浦 清一君
運輸大臣 三木 武夫君
國務大臣 杉原 荒太君

政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君
調達庁次長 山内 隆一君
行政管理局 森 清君
行政管理局 岡部 史郎君
管理部長 加藤 陽三君
文部政務次官 寺本 廣作君
防衛庁人事局長 加藤 陽三君
文部政務次官 寺本 廣作君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
常任委員 川島 孝彦君
常任委員 熊林御堂定君
常任委員 熊林御堂定君

説明員

行政管理局次長 山中 徳二君

本日の會議に付した案件

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○國家行政組織法の一部を改正する法律案(富士山麓演習場問題に関する件)

○委員(新谷寅三郎君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に関する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(森清君) ただいま議題となりました行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機關職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十年度における各行政機關の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行ないますとともに、業務の廃止及び減少に伴う余剰定員の縮減を行なひまして行政機關全般の定員の適正化をはかるうとするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げますれば、第一に、今回の改正による各行政機關職員定員の合計六十三万二千三百三十三人に對しまして、六十三万三千六百六十六人の増加を行なうとともに二千三百七十七人の縮減を行なひ、結局合計六十三万六千三百三十二人としたしました。増員及び減員の内容の詳細につきましては、それぞれ各省庁から御説明いたしますが、そのおもなもののについて申し上げますれば、増員のおもなものは、文部省国立学校の学年進行、学部、学科の増設によるもの七百五十八人、厚生省国立結核療養所及び療養所の増床によるもの五百九十六人、郵政省の郵便取扱業務量及び電話業務量の増加によるもの三千二百七十一人等でありまして、いずれも現業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。減員のおもなものは、大蔵省国税庁の奢侈消費税関係に予定いたしておりました未使用の定員六百八十八人、郵政省の電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの四百人、建設省の管轄関係業務量の減少によるもの二百二十人等でありまして、なお、奄美群島の復興に伴い各行政機關の現地における機関が引き継いだ職員は、従来奄美群島の復興に伴う琉球政府の職員引継の暫定措置等に関する政令で規定しておりましたが、右の職員の定員に関する限り暫

定措置も終了いたしましたので、今回の改正を機としてこの定員七百三十七人をこの法律の定員に合併して規定することとしたしました。

第二に、總理府本府、警察庁、大蔵省、文部省、通商産業省及び建設省につきましては、事務の縮小等に若干の期間を必要とするものがありますので、それらの事情を考慮の上、必要定員数の定員を昭和三十年七月一日から一カ月ないし九カ月の間経過的に附則で新定員に附加することとしたしました。

第三に、調達庁、文部省及び厚生省の職員であつて、昭和二十九年年度において決定されました人員整理の年次計画によりまして、昭和三十年年度以降同三十二年間にわたる定員の縮減によつて整理されるものにつきましては、その実施を一層円滑にするために、整理される職員の申し出に基いてこれを指名いたしました。定員の外に置くことができることとしたしました。この場合、定員の外に置くことができる期間は、十カ月以内で政令で定めることにいたしました。指名された職員は、その期間中職務に従事しますが、これらの者には本俸、扶養手当及び勤務地手当を支給することとし、かつ恩給法及び國家公務員等退職手当暫定措置法の適用につきましては、職務に従事するものとみなして取り扱うようにいたしております。

この改正法律は七月一日から施行することとしておりますが、職員を指名して定員の外に置く関係規定は公布の日から施行することとしたしております。

以上がこの改正法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 本法律案に對する補足説明はあと回しにいたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する政府の提案理由の説明を伺います。

○國務大臣(三木武夫君) ただいま提案になりました運輸省設置法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、改正の第一点は、最近、近東諸國に對する賠償關係が漸次具體化して参りましたのと、技術援助等の國際的協力關係が緊密の度を加えて参りましたのに伴ひまして、運輸省の所掌にかつたこれらの事務も次第に繁忙になつて参りましたので、所掌事務としてこれを追加いたしましたこととあります。

改正の第二の点は、附屬機關の關係であります。現在の港務院審議會を港務審議會に改めまして、新たに重要港の港務施設の建設改良等、当該港務の開發に關する計画についても調査審議させるものとし、また最近における都市周辺の交通事情にかんがみまして、

都市交通の基本的な計画について調査審議するために、都市交通審議会を設けることにいたしましたのであります。

右のほか、町村合併に伴う行政区画の変更その他法令の改廃等がありまして、地方出先機関の管轄区域に改正を加え、また権限、所掌事務等の規定を整備する等の措置を講ずる必要があるものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、なるべくすみやかに可決されるようお願いいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(杉原龍太郎君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、別途提案いたしました自衛隊法の一部改正法案によりまして、海士長以下の海上自衛官及び空士長以下の航空自衛官にも陸士長以下の陸上自衛官と同様に任用期間を設けることといたしましたので、これらの者にも陸士長以下の陸上自衛官と同様な特別退職手当を支給することとして所要の規定の改正を行うこととしたのでござい

ます。次に、ジェット機搭乗員、落下さん隊員等の訓練の本格化に伴いまして、その勤務の実情に即応した手当を設けることとし、このために必要な規定の改正を行わんとするものでござい

す。また、自衛官等の部外診療に対する診療報酬の審査及び支払について、一般の社会保険の医療給付と同様の取扱いをすることを適当と認め、このため必要な規定を整備しますとともに、社会保険診療報酬支払基金法等について所要の改正を行わんとするものであります。その他防衛庁の事務官等に対して一般職の国家公務員と同様に俸給の調整額制度を設ける等所要の改正を行うこととしております。

以上が本法律案提案の理由並びにその要旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 本法律案につきまして若干の補足説明があるようであります。あと同じにいたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(根本龍太郎君) ただいま議題となりました会計検査院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

国及び政府関係機関における会計経理の実情は必ずしも満足できるものではなく、これが是正改善のために、会計検査の事務量も近時著しく増加して参りました。従つて現在の会計検査院の機構では局長の事務掌理にも支障を来たしており、検査の機能発揮の要請にも十分こたえることが困難な現況にありま

すので、局及び課を増設することが緊要であると考えられます。このような理由によりまして第十二条を改正し、現在の四局を五局に改め一局を増設することにいたしました。また、会計検査院法制定当時、事務総局職員

の任免、進退は、それぞれの官の級別に依りて、内閣、内閣総理大臣または事務局長が行なつておりましたが、その後、国家公務員法の制定に伴つて、一般職の職員の任免、進退に関する制度が根本から変更され、任命権者は原則として会計検査院長になつたことなどのため、関係規定に所要の改正を加える必要がありま

すので、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定を改正することといたしました。

次に、日本電報公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の会計の検査に当りましては、公社の会計経理を検査するだけでは、その真実の把握は困難なことがござい

ます。このような場合、事態を的確に把握するためには、国の場合に適用される規定のうち、必要なものについて公社にも適用できるようにな

るような方法を講じておく必要がありま

す。従つて、公社の適切な経理を確保することなどのために、第二十三条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定に改正を加えることといたしました。

以上がこの法律を改正するおまじ理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(寺本廣作君) 文部省設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

最近フィリピン、ビルマその他東南アジア諸国との賠償折衝の進展に伴い、文部省においてもこれらに関連する事務が増加する傾向にあります。こ

れらの事務は、将来関係各国との賠償協定の締結に伴い、さらに一そう増加するものと予想されます。また賠償関係事務のほか、各国との国交の正常化に伴い、各般の国際協力関係事務も増加して

おり、現在すでにこれら事務の一部を処理いたしております。

この法律案は、このような情勢に即応するため、文部省設置法の関係規定を整備しようとするものであります。すなわち第五条の改正は、文部省において所掌事務にかかる賠償及び国際協力に関する事務を所掌することを明らかにし、かつ

賠償に關する事務を處理せしめんとするものとして、調査局において賠償に關する事務を處理せしめんとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) もう一件法律案の提案理由の説明がござい

ます。今、政府委員がまた参つてお

りまして、便宜、先ほどあとに延しました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につ

きまして、政府委員から補足説明を聴取したいと思

います。

給与法の一部を改正する法律案につ

いて、先ほどの長官の御説明に引き続

まして、この法律案について、改正の

趣を追ひまして、若干補足して御説

明申し上げます。

新たに設けました第十一条の二の規

定は、現在の一般職の職員の給与に關する法律第十条にならつて規定したものであります。すなわち防衛庁の事務官等についても、その勤務場所または職務の困難危険により、同様の職務と責任を有する者に比してその俸給を調整する必要がある者に対してその制度を認めんとするものでござい

第十八条の二第二項中の改正及び第十九条中の改正は、落下傘隊員手当を期末手当及び勤動手当の計算の基礎とするに及ぶその支給方法について定めたものであります。

次は、第二十二條の改正であります。現在自衛官等につきまして、部外の医療機関が行なつた療養に要した費用の額の審査及び支払いは自衛隊の機関で行なつてゐるのではありませんが、これを一般の社会医療保険における診療報酬の額の審査及び支払いに關する事務と同様に、社会保険診療報酬支払基金に委託して行なつてもらうことを適當と認め、このため本案に新たに第二項を設けたのでございます。

第二十七條第二項中の改正は、自衛官が公務災害を受けた場合における補償額の算定に當つては、落下傘隊員手当をも従来の航空手当及び乗組手当と同様に、その基礎とするためであります。

第二十八條の改正は、昭和三十一年四月一日以降において、海士長以下の海上自衛官及び空士長以下の航空自衛官について新たに三年の任用期間が設けられることに關連しまして、これらの者に対して、現在任用期間の定めのある陸士長等と同様に特別退職手当を支給することとしたためのものであります。ただ、今回その支給額に、これらの海上自衛官、航空自衛官にも擴張されますので、財政上の考慮等からいたしまして、この際従来の退職手当の額、一年につき六十日分を五十日分に改めることとし、關連する諸規定について所要の整備を行なつたものであります。

次に、附則につきまして御説明申し

上げます。附則第一項の規定は、この一部改正法の施行期日を規定いたしましたのでございまして、特別退職手当に關する規定の施行期日は、海士長及び空士長以下の自衛官についての任用期間の設定が、明年四月一日以降採用の者について行われることとなつておりますので、これと合せて明年三月三十一日四月一日といつたわけでありまして、附則第二項は、特別退職手当に關する必要な経過措置を規定いたしましたもので、昭和三十一年三月三十一日までに任用された陸士長、海士長及び空士長以下の自衛官につきましては、現行の規定を適用することとしておりますが、ただ現に任用期間を定めて任用されてゐる陸士長等が明年四月一日以降においてその任期を満了し、その志願により引き続き任用される場合には、その任用については改正規定の適用を受けることとしております。附則第三項から附則第七項までの規定は、本則の第二十二條の改正により、自衛官等の部外診療に要した療養費の審査及び支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができるとしたことに關連する改正であります。すなわち社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正するとともに税法上の取扱いにつきまして、開業医、医療法人の課税に關し、一般の社会医療保険等の療養費の支払いについて、現在認められてゐるところと同様の措置をとることとするため、租税特別措置法及び地方税法につき所要の改正を行なつたものであります。

以上をもちまして御説明を終ります。

○委員長(新谷實三郎君) 公報に掲載

してございまして、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由を本日聴取したいと思つておりましたが、衆議院における予算折衝等のために大臣も政務次官も本日は来ることができないという通知がございましたので、これを次の機会に譲ることになりました。

○委員長(新谷實三郎君) 最後に、先ほど留保しておりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、当局から補足説明を聴取したいと思ひます。

○説明員(山中徳三君) 先ほど提案理由を申し上げました行政機関職員定員法の一部改正法律案につきまして、私から資料につきまして主として補足的に御説明を申し上げたいと存じます。お手元に定員法改正資料と申します大きな紙がございまして、それをこちらに願ひたいと思ひます。この資料は第一総括表、第二といつたしまして、その内訳と、こういう二部になつておりますが、総括表について簡単に申し上げますが、その一枚目をめくつていただきますと、二枚目の二ページのところをこちら願ひたいと思ひます。

先ほど御説明申し上げました通り、今回の改正によりまして六十三万一千八百四十八人、合計の一番左の欄でございまして、ここに改正前定員、この欄にございましては現行法の意味でございまして、それが一番右の欄で「改正後定員」とございましてのが今回提出いたしております法律案による結論でございまして、ところがこの合計の六十三万一千八百四十八人の中に註が書いてございまして、改正前の定員法の合計欄は六十三万二千三百十三人となる

が、各行政機関の定員の合計は、ここにございまして六十三万一千八百四十八人である、こういう註釈を書いてございまして、これを御説明申し上げます。ここに合計欄の右のような食い違ひがございましたのは、昨年の十九国会におきまして定員法の改正法律案の御審議を願ひましておりましたのと別個に、日本中央競馬会法案の御審議を願ひましておりましたのでございまして、この方が先に成立いたしましたので、その法律によりまして農林本省から四百六十五人を減らすということになりました、その減員が農林本省の欄及び定員法の合計の欄から削減されたわけでありまして、その際に同競馬会法案で移用をいたしましたのは、政府が提出いたしました定員法改正法案の原案によつたのでございまして、ところがその後定員法改正法案が審議の結果、国家人事委員会の項が削除せられることになりましたので、従ひまして、政府原案の合計欄が変更される結果となりましたために、中央競馬会法案で移用をいたしました合計欄が空文ということになりましたので、合計欄に右のような補綴を来いたしましたのでございまして。か

ようにいたしましたので、差引増員は、この右から二番目の欄にございまして、今四千四百八十八人の増でございまして、先ほど御説明を申し上げました通り、この中には奄美群島の復帰に伴います臨時に職員を暫定的に取り扱ひましたのを、今回定員法に追加しまして、これが七百三十七人あるわけでございます。これは実際上ただ定員内に整理をしたということとございまして、これを差し引きますと、三千七

百四十七名の増ということに相なるわけでございます。

増員のおもなるものにつきましては、先ほど御説明に願ひましたのでよく申し上げませんが、この第一ページをこちら願ひますと、中ほどに文部省の欄で七百五十八名というのがございまして、それから引續きまして厚生省の六百三十七名、それからめくつていただきますと、郵政省の欄の三千三百四十八名というのがございまして、これが大口の増加でございまして、いずれも学校の学年進行等に伴いますもの、あるいは結核療養所のバットのふえま、それに伴いますもの、あるいは郵政関係の業務のふえまというものに、施設関係の職員の増加によるものがその著しいものであります。一般的に新規の増強につきましては、努めて各省各庁内におきまして、部内の事務の合理化、縮減等に努めまして、配置転換に意を用ひましたわけでございます。総括表は簡単でございまして、そのくらゐにいたしまして。

次に、三ページの内訳表につきまして簡単に補足説明を申し上げます。第一が総理府でございまして、総理府におきましては、差引一番下の計のところで百十二人の増となっておりますが、本府におきましては、航空技術研究所を新設いたしました。これは別途総理府設置法の改正案で御審議を煩わすことになりかと思ひます。航空技術に關する教養の施設を新しく作りますことに伴ひます増員が四十名、これがおもなるものでございまして、それからその次は、目黒の公邸の移転に伴いますもの、それから停務情報事務がほとんど終了いたしましたので、これに従事し

ているもの四名を落しております。その次は、警察幹部見習生でございますが、これは従来からこの程度の職員がおったわけでございますが、これを定員化するかどうかというところにつきまして検討をいたしました結果、やはり定員のうちに入れた方がよろしいということで、今回これを定員に加えましたわけでございます。その次の皇宮巡査見習生では、従来救護施設の関係がございまして、これを警視庁に委託しておりましたのを、施設の整備に伴いまして、これを委託をとりやめて、やはり皇宮警察の方でこれをやるということで定員を組みましたものでございます。その次は、在外公館の在勤要員の派遣でございますが、今般在外公館に各専門の職員を増強するということに相なりまして、各省からそれぞれ職員を外務省の身分に切替えてまして派遣されることになりました。これはのちに出て参りますが、大蔵省、文部省、農林省、通産省、運輸省、労働省等に該当がございまして、合計二十一名ばかりがこの形で出て参ることでございます。最後は原子力室でございますが、これは経済企画庁で原子力の事務を取扱うための増員でございます。

次に、法務省に移りますが、法務省につきましましては、次のページの欄にございまして、差引百六名の増員でございますが、これは実質的には奄美群島の復帰に伴う現地の刑務所その他の職員の定員増加に伴いますものでございまして、部内の差し繰りといまして、最近におきます刑務所内の警備力強化を要する実情にかんがみまして、一面東郷刑務所におきます部内管理状況が改善されましたのと、収容

者減少の見込み等を見込みまして、その方の定員をこれに差し繰るとい措置をとりまして次第でございます。次に、外務省に移りたいと思ひます。外務省におきましては、合計欄で五十七名の増加でございますが、そのおもなるものは、ビルマにおける賠償及び国際協力事務の進展に伴いまして、これに關する総括調整並びに渉外事務を所掌させますために、アジア局に賠償部を設置することに伴う職員二十五名でございます。これにつきましましては、別途設置法によりまして御審議をわづらわすことに相なりかと思ひます。二十五名でございますが、このうち十三名は各省から供出をするにいたしてございまして、大蔵省、農林省、通産省、運輸省、建設省という関係省より外務省に供出したとします。それと現在賠償室で事務をとつておりますものが三名ございまして、二十名ではございまして、純増は九名でございます。次に、顕著なるものといはしましては移住局の新設でございますが、移民政策の強化推進をはかりましたために、今回外務省に一局を新設いたしました。これにつきましても設置法によりまして御審議をいただくことに相なりかと思ひます。右に關連いたしまして、現在神戸に一方所移住あつた増設することに伴う人員を計上いたしております。それから在外公館といはしまして新設されまゝものが五つ、これに伴います増員と、先ほど總理府のところで触れましたように、在外公館を拡充いたしますために各省から人を出してもらひ、これによりまして専門的職員を強化して、在外公館の強

化といふことを織り込みまして、ここに三十八名の在外公館の増加でございます。これに伴いまして部内の事務をできるだけ合理化いたします、ないし事務量の減少いたしましたものは、努めてそれに相当する人を落すということにいたしまして、九十一名の増に對しまして、三十四名を部内の事務の合理化に伴いまして定員を落すことにいたしましたわけでございます。

ちよつとここで前の法務省のところでも申し落しましたが、減のところの一番最初、大臣公邸廃止による減二名というものが外務省にございまして、前の法務省のところの減にも、大臣公邸の廃止による減一というものがございまして、これはこのようにいたしまして、現在大臣公邸が十六でございますのを、四力所残しまして、他は整理いたしますことに伴いまして、合計十三名ばかり各省からこれに伴う職員を落してございます。この機会に一括してお耳に入れておきたいと思ひます。

その次に大蔵省でございますが、大蔵省といはしましては、奄美群島の二十四名以下には顕著なるものはございせん。ページをめくつていただきますと、五ページに、先ほど長官の説明で申し上げましたし、繊維品消費税、これが不成立になりましたので、未使用の定員六百八十人を落すという数字が顕著な数字となっておりますのでございまして。

その次は文部省でございますが、文部省といはしまして顕著なるものは、増員の欄の終りにございまして国立学校の学年進行及び学部、学科の増設等による増七百五十八人でございます。これにつきましましては、別途国立学校設置

法の一部を改正する法律案によりまして、御審議をわづらわすことにならうかと思ひます。

次に、厚生省に移りたいと思ひます。厚生省の欄で顕著なるものといはしましては、国立結核療養所の増床によりまして、二十九年度分が一千ベッド、三十年度の分が一千床ふえますので、これに伴います医師、看護婦等の増加が五百八十人に相なるわけでございまして、奄美和光園におきましては、これはいくら療養所でございますが、これにおきましてもやはり五百五十床ばかりのベッドがふえますので、右に伴う職員を増加いたしますことに相なるのでございまして。あとは奄美群島関係の職員の増加でございます。

厚生省はその程度にいたしまして、次に、農林省に移りたいと思ひます。農林省はいろいろ事務の改善をはかりまして、事務の簡素化及び合理化によりまして相当数人員を削減をいたしており、これによりまして、一面この六ページの一番先にございまして、次に、災害復旧の査定事務を強化する必要があるがございまして、この事務に十一名を充てましたほか、畜産行政事務の増加その他の新規事業計画に増員を振り向けておるのでございまして。減員といはしまして、減少する方のおもなるものは、事務の簡素化、合理化でございますが、顕著なるものといはしましては、自作農維持資金融通業務を農林漁業金融公庫に移管するという措置をとりましたことと、競馬監督業務が最近の状況にかんがみまして、これをさらに監督行政を簡素化できる、この面から十五名落しておるものが顕著なるものでございまして。食糧庁、林野

庁等は奄美群島の関係が顕著なものでございまして。

次に、通産省関係を上上げたいと思ひます。通産省関係といはしましては、賠償業務に關します国内の指導業務、あるいは次の原子力関係事務が増加するといふことで、それぞれ十二名ずつふやしておりますほか、錦宮復旧対策事務に備へまして、各通産局に数名ずつ増加いたしましたので、この面では十一名の増加をはかつておりますが、これらの増加の要員に對しましては、部内の業務の合理化、簡素化できまゝものを努めて簡素化したいたしまして、八十六名を簡素化する。もちろんこの八十六名には、ただいま申し上げましたように、外務省に供出した定員が在外公館の要員に伴う減六名、賠償部新設に伴う減五名、計十一名といふふうに、相当数の職員がその中に含まれておることを御了承いただきたいと存じます。顕著なものといはしましては、特許庁の審査官の三十名の増でございます。これは御承知のように、特許審査事務が非常に複雑にいたしましたので、累年繰越件数を加えてきておるのでございまして、今の状況によりまして、十万件をこえる処理件数になっておりますので、やはりこの際審査陣容を強化いたしまして、努めて事務の促進をはかろうという趣旨で、三十名特許増員いたしておるような次第でございます。

次に、運輸省について申し上げます。運輸省につきましまして増員の顕著なるものといはしましては、船舶職員法によりまして海技従事者に対する免許のちよつと更新期に當つておりますので、これに携わる職員十五名の増員、

その次は文部省でございますが、文部省といはしまして顕著なるものは、増員の欄の終りにございまして国立学校の学年進行及び学部、学科の増設等による増七百五十八人でございます。これにつきましましては、別途国立学校設置

法の一部を改正する法律案によりまして、御審議をわづらわすことにならうかと思ひます。

次に、通産省関係を上上げたいと思ひます。通産省関係といはしましては、賠償業務に關します国内の指導業務、あるいは次の原子力関係事務が増加するといふことで、それぞれ十二名ずつふやしておりますほか、錦宮復旧対策事務に備へまして、各通産局に数名ずつ増加いたしましたので、この面では十一名の増加をはかつておりますが、これらの増加の要員に對しましては、部内の業務の合理化、簡素化できまゝものを努めて簡素化したいたしまして、八十六名を簡素化する。もちろんこの八十六名には、ただいま申し上げましたように、外務省に供出した定員が在外公館の要員に伴う減六名、賠償部新設に伴う減五名、計十一名といふふうに、相当数の職員がその中に含まれておることを御了承いただきたいと存じます。顕著なものといはしましては、特許庁の審査官の三十名の増でございます。これは御承知のように、特許審査事務が非常に複雑にいたしましたので、累年繰越件数を加えてきておるのでございまして、今の状況によりまして、十万件をこえる処理件数になっておりますので、やはりこの際審査陣容を強化いたしまして、努めて事務の促進をはかろうという趣旨で、三十名特許増員いたしておるような次第でございます。

それから今般新たに自動車損害賠償保障法案を提出いたしてあるのでござい
ますが、右法案の施行に伴う要員十四
名の増員、それから航空交通管制業務
は、御案内のごとく日米協定によりま
して移管の準備体制を整えてから引き
継ぐということに相なるわけでありま
すので、その準備体制を整えるために
六十一名の増員をいたしております。
次に、水理氣象業務十五名、水害緊急
対策としての氣象業務による増二十六
名、測候所新設による増十二名、大気放
射能緊急観測実施による増十二名、合
計六十三名は、これは中央氣象台関係
の増員でございまして、それぞれその
所要に応じて、ただいま申し上げ
ましたような職員を増強する手はずに
相なっております。その次に顯著なる
ものといはしましては、航海測候所
におきまして練習船銀河丸の新造によりま
す乗組員七十名の増、これが練習船の
新造による増七十名でございまして、そ
れから航空大学の設備の強化、双発機
二機を新たに用意いたしまするので、
これに伴う職員十六名というふうな
のが顯著なものでございまして、海上保
安庁の關係といたしましては、海上保
安学校の生徒の増二十五名、灯台設備
船の新造によるもの三十二名、航路標
識を新たに七カ所増加いたしますこと
に伴います増三十名というふうなもの
が顯著なものでございまして、なほ運
輸省におきまして、一番末にござい
ますように、海難審判受理件数が増
加いたしました、一千件をこえる未済
事案をかかえておりますので、この面
におきまして十名の増員をはかつて
おります次第でございまして、
次に、郵政省でございまして、郵政省

は先ほど申し上げました通り、大口の
増員でございまして、これはその三番
目にございまして郵便取扱業務量の増加
五百四十八人、業務量がたまたまの見
通しといたしましては四割増加するとい
う見通しをつけておるのでありま
す。これに伴う職員の増加と、それから
公社の計画によりまして、相当数の加
入拡張計画がございまして、これに見合
う職員として二百七十八名の増加を
はかつております。それから電気通信
業務要員の勤務条件の変更によりまし
て、勤務の実情によりまして、現在
断続勤務制が認められております局に
おきまして、勤務の状況が異なります
ので、これを許可が得られなくなりま
す。これを切りかえることによりまし
て、これに伴う五百四十五名の増加
というところに相なる次第でございま
す。減の方に四百名でございますのは、
電電公社の計画によりまして、約二十
局相当規模に達しましたものを直轄に
移管するということによりまして、四
百名を公社に移すことに相なるので
ございまして、
次に、労働省でございまして、労働
省の増員といたしましては、新たに職
業安定局に失業対策部を新設いたしま
すことに伴います四十六名の増員で
ございまして、これにつきましては、別
途設置法によりまして御審議をいただ
くことに相なろうかと思ひます。この
四十六名の増加は、次のページにござ
いますように、部内の相当課、あるいは
は部課の職員よりこれをあなばいい
いたしますことにいたしておるのでござ
います。
最後に、建設省に移りたいと思ひま

すが、建設省の増員といたしまして
は、その第一にございまして住宅公園
に関する監督、あるいは五番目にござ
います住宅対策の推進に伴う企画事
務、六番目にございまして宅地の開発
成等に関する事務というふうに、住宅
政策の推進に伴う所要職員の増加と、
農林省の場合と同様に、その三番目に
ございまして、災害査定事務を強
化したというので二十名増員いたして
したいというので二十名増員いたして
おります。一面、官庁営繕事務の減少
を見込みまして、減少の分で二百二十
名という数を削つておるのでございま
す。
非常に概略でございしましたが、以上
が今回定員法に伴う各省庁の職員増減
の概略でございまして、詳細につきま
しては各省庁より御説明申し上げる方
が適當かと思ひますが、一応概略をお
伝えする意味で先に申し上げます。
これらの業務は、いずれも予算の裏付
けをもつて確定されるわけでございま
すので、右に即座にいたしまして、本法
の施行期日を七月一日にお願いいたし
たような次第でございまして、非常に簡
略でございまして、一応これで御説明
を終りたいと思ひます。
○委員長(新谷實三郎君) 以上の諸法
律案につきまして、資料の要求がござ
いますれば、本日でも、あるいは御研
究の結果、必要とせられるつど、委員
長までお申し出を願ひたいと思ひま
す。
○豊田雅孝君 資料をちよつとお願ひ
しておきたいと思ひます。終戦当時、
昭和二十年の定員数、それから自後増
減の定員比較数、それを今まで出てお
らなかったものを出してもらいたい。

○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。終戦直後はあまりはつきりい
たしませんが、そのちよつとあと
で、終戦後ごく最近の機会においてお
かる分と、その後の比較で御了承いた
だきたいと思ひます。
○豊田雅孝君 終戦直後のものがわか
らなければ終戦前でもいいです。
○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。
○豊田雅孝君 それから終戦後毎年の
増減の比較。
○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。さつそく……。
○千葉信君 私からも一部お願いいた
したいと思います。それは退職手当法の
関係ですが、昨年一カ年の退職人員、
それからその退職者の勤続年数状況
と、それから現在の公務員諸君の勤続
年数別実在員数、これの実情を至急取
りまとめて資料として出してもらいた
いと思ひます。
○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。ただ、後半の方の全職員の勤
続年数の平均はもちろんなわかりま
すが、わかる範囲におきまして、そうい
うような実情を一つ揃えて提出いたし
たいと思ひます。
○千葉信君 これは行政管理局の方で
なくても、大体大蔵省の方の關係の法
案です。そつちの方で……。
○委員長(新谷實三郎君) 大蔵省の方
と連絡の上であなたの方でまとめて出
していただけますか。
○政府委員(岡部史郎君) そういたし
ます。ことに昨年の公務員の退職数と
か、その勤続年数を調べたものは、
これはすぐできますから、ただちに提
出いたします。

○豊田雅孝君 なお総人口と公務員と
の比較、比率ですね、それからなお主
要国だけについてでも人口と公務員と
の比較したものを出してもらいたい。
○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。さつそく提出いたします。
○松浦清一君 大へん御迷惑ですが、
各省別の各府県別の出先機関の定員表
ですね。
○政府委員(岡部史郎君) 出先機関の
職員数ですか。
○松浦清一君 たとえば何県に食糧庁
の何々があつて、それから運輸省の海
運局があるとか、そういう出先機関が
あるでしょう。それを各省別、各役所
別に府県別に調べた、そういう表を
作つて下さい。
○政府委員(岡部史郎君) 承知いたし
ました。
○松浦清一君 それからもう一つ、行
政管理局の方で地方公務員の定員とい
うのはわかりますか。
○政府委員(岡部史郎君) 地方公務員
の総数はわかつておりますが、各府県
別の定員も自治庁と連絡したらわかる
と思ひますので、自治庁と連絡いたし
てみます。
○松浦清一君 もし御無理でなければ
参考として府県別に……。
○委員長(新谷實三郎君) 府県別の地
方公務員の何は、これは自治庁に要求
した方がいいかと思ひますので、自治
庁に別に私の方から要求しておきま
す。
他にございせんか……。
○委員長(新谷實三郎君) この際、お
諮りいたしますが、一昨日、委員会散
会後、委員長理事打合会を開きまして

協議の結果、当分の間当委員会開催の日時は毎週火曜日、木曜日の午前十時から、また金曜日は本会議があると思ひますので、午後一時から開くことに一応進めたいというふうにきまりました。この点御異議ございませんか。

【異議なしと仰る者あり】

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。それで一応進めまして、法案の審議の状況を見た上でさらに考慮するということにいたしたいと思ひます。

なお、その際各理事とも相談をしたのであります。新国会法の精神から申しまして、まあ従来のように委員会の傍聴者を無制限に入れますということとは差し控えた方がいいのじゃないかというところで、私は従来委員各位の御紹介がありました場合には、用件等も別に深くお尋ねしないで傍聴を許可しておつたのであります。これから定員法その他一般公務員に非常に関係のある法律案が審議されることになりまると、勢いそういう傍聴人の希望が多いだらうと思ひます。新国会法の精神に従ひまして、各委員においてもその点を十分御了承の上で、この法律案の審議に必要な傍聴人のほかは、できるだけ傍聴人の御紹介を自粛していただくようにお願いをしたいと思ひます。絶対に傍聴人を入れないということじゃありませんが、必要最小限度にして審議を進めたい、まあこういう考えでございます。その点各委員においても御協力を願ひたいと思ひます。

○千葉信君 審議に必要な傍聴人というのは何ですか。

○委員長(新谷實三郎君) それは先般も、証人として呼ぶかどうかというところに関連するんですが、この委員会に、特に委員各位の了解を求めて何か供述をしてもらうというふうな方に、特に証人喚問の形で証人として喚問する形をとらないで、形はまあ傍聴人という形で委員会に出席してもらつて、何か供述をさせるというふうな場合もあると思ひます。そういう意味で申し上げたわけでありまして。

○千葉信君 しかし、その今お話を審議に必要な傍聴人という、まあその意味はわかりましたけれども、そういう格好で制限すると非常に傍聴が窮屈になると思ひます。大体審議にあまり差しつかえない程度の傍聴なら、極端な入場とかいうことはこれは困りますけれども、その点は一応委員長において、良識をもつて適当に今後取り計らつていただきたい。今のようになつてくると、少し窮屈なんです。

○委員長(新谷實三郎君) 承知しました。千葉君にお答えしますが、まあ従来定員法の審議のときに見られたような、この委員会の審議に非常に支障を与えようとする傍聴人は許さない方針であります。たとえはある団体等の傍聴人が来られます場合にも、全部紹介しないで、そのうちの代表者一名とか、二名を傍聴させてもらいたいというふうなお計らいをしていただきますと、委員長の方でも非常にやりやすいので、この点、委員各位の御協力をお願いしたいということでありまして。絶対に傍聴を禁止するという意味ではありません。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、国家行政組織に関する調査を議題にいたします。

実は、この問題につきましては、本日は一昨日の委員長及び理事打合会におきまして御協議いたしました結果に基きまして、特に調達庁当局から、先般来問題になっております富士山麓演習地の事情について説明を聴取したいと思ひます。一昨日の委員長理事打合会におきましては、かねて木下委員から現地視察の御要望もあつたのであります。一応調達庁当局からその実情を聴取いたしました上で、本委員会において委員を派遣するかどうかをきめたいということで、本日調達庁当局の御出席を求めたわけでありまして。さうして御了承を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山内隆一君) 委員長からの御指名でございますので、私から富士山麓の北側の演習場についての最近の問題について、ごく概略申し上げたいと思ひます。

この前に起りました問題は、北側の演習場の中に、A地区とB地区と大体この二つに分れておりまして、そのB地区に砲座を据えて、A地区にあります従来の着弾地へ射撃をすること、こういう問題でありまして、これは地元から見ますと、B地区は演習場としてすでに長年、前から接収されておりますけれども、いまだかつてそういう演習をしたことがない。ところが今度そういうB地区に砲座を据えて実弾射撃をやるということについて、地元側としては非常に驚き、かつその及ぼすいろいろの影響、被害等のことを考へて反対をした。軍は予定の日、この射撃演習をする日時、あるいは方法その他のいろいろの注意をして、県に再度同意を求めたけれども、何ら同意がな

い。のみならず、そういう射撃をやつては困る、将来ずっと永久に演習をやつては困るというふうな意味の返答があつたので、それでは協定と違ふから、もう決行するというようなことになり、地元側としては、協定の中の使用条件の中に、射撃をする場合には現地の調整の上実施することができるとはきかれて例外的なことであるのみならず、調整の上ということがある以上は、十分話し合ひが済んでからやるべきである。しかるに十分話し合ひがつかないでやるということはいけません。まあ、まあこういう意味合いにおいて、ああいう紛争が起つたわけでありまして、これだけの問題であります。ならば、ああまで大きな問題にならなかつたのではないかと私もはささうに考えます。で、これが意外な大きな問題になつたゆえんのは、あの北演習場の利用問題について、すでに昨年の五、六月ごろから問題がありまして、それらの問題がいろいろ折衝中に属してございまして、まだ解決の見通しがついておらない。そういうことに對する地元側のいろいろの不満もありまして、それらがたまたま今回の射撃演習の地元の意に沿わない方法で軍が決行すると言つて起りましたことに對するふんまんが爆発した、こういうふうな眺められるわけでありまして。そこで調達庁長官といひましては、すでに問題がこつた以上は、現地の調整といふことをさらにもう一べんやり直すといつても、なかなかもうすでにある程度感情問題になつておるし、また調整といふことに對する解釈の違いといひます。とか、とにかく双方に意思のなかなから疎通が困難であらう。しかも見方によ

ればどちらにも欠点がある。しかも水かけ論のような格好になつておるか、もうすでに現地の調整ということではなしに、調達庁長官として、現地の軍ではなくて、そのもつと上の方の陸軍司令官に會つて、よく話をすることが必要であらうというわけ。先般陸軍の陸軍司令部に行きまして、司令官と會つていろいろ話をした結果が、新聞紙上等にも伝えられておりますが、大体においてB地区を将来被弾地区にしない。これは必ずしも明確な協定といふわけではまだありませんけれども、大体軍が将来要求がありまして、日本政府としてはこれはもう同意せぬと、こういうことを言ひまして、先方としてはそれに対して、まあそういうふうな回答に同意をした。了解したといふような意味合いにおいて、将来B地区を被弾地区にしないということは大體了解された、かように思ふわけでありまして。それからなお、B地区のいろいろ利用につきましても、農耕その他のいろいろ生産関係の立ち入り等ももつと自由にする。これは今でも相當に利用いたしておりますけれども、多少明確な欠点もありませんから、もつとこれをはつきりする。それから觀光関係のまあいろいろの種類のもの立ち入りを認めるというふうなこと、この問題から船津林道の利用の問題とか、あるいは登山者のためのいろいろの職業、商売、そういうことも、もう少し自由を認めるようなことをはつきりさせる、当然そういうふうな将来にわたつての、今まで問題になつてゐる事項をこの際できるだけ解決する意味合いの話し合ひがありまして、そこで今度はそういう前提のもと

御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(山内隆一君) 木下委員並びに委員長からお話がありまして、問題の点をなお敷衍して申し上げておきます。その一つは、富士登山道について自由な通交を認めるものと認めないものと現在あるわけでございますが、これは富士賀習場が今のA地区、B地区ともに使用条件を論議される時分に、登山道だけはぜひ自由に通交のできるように認めてもらいたいということが地元の最も大きな要望であつたように聞いております。ところが現在の使用条件でござりまするところは、非常に昔から最も人口が膾炙いたしてあります富士吉田口、それから御殿場口、須走口、この三つだけが認められるように載つておりまして、他の登山道といひますか、あるいは林道で登山道にも利用するといふような道路は明確に規定されてないわけでございます。規定されてないといふことは、いろいろ議論のいきがかりからいふと、その三つの登山道だけはいかなる場合にもこれは通行は許すが、他の方は認めないといふ意味で、この使用条件が成立した、かように聞いております。ことにそのうちの今の輪津林道、この林道はかなり当時認めてもらいたいといふ意向も強かつたわけでありますけれども、これを認めますといふと、他に同じような、何といひますか、道路の区分といひますか、林道といふようなものがたくさんある。あるいはもつと町村道といふような、あるいは林道といふような、まあとにかく今の三つの登山道よりもっと格の下、あるいは世間にも知られてない道がたくさんある。その間にどれを認めて、どれを

認めないということはなかなかむずかしい問題でありますので、結局三つに落ちて、あとは認められないというところになつたわけでありまして、その点がまず依然として問題があるわけでありまして、今度船津林道が通交をよろしいというふうなことになる大体の了解がついたわけで、しかしこれをはっきりするために、今の規定ではやはり抵触いたしますので、いずれこれは明確にするような改訂をいたさなければならぬと思ひます。それからまたこの今の道路の上をずっと通る登山道を弾道下にする射撃の問題につきましては、原則としては、この三つの道路を弾道下にするような射撃は禁じてあります。が、例外として夏分を除く、夏分はこれはいかぬが、夏分を除く他の時期においては、現地調整をはかつて射撃することができるといふようなふうに書かれてあります。この現地調整が今度の場合に問題になりましたことは、先ほど申し上げた通りでありまして、従つてこの調整の字句を直すかどうかという点と、字句は直さないが、解釈として明確にして何か取りかわしておかねば、少くともそうしておかねば、今一応口頭で話し合ひをつけたものの、また後になつていろいろ担当者がかわれば問題を起しやすい。そういう意味においてこの問題も当然はつきりしなければならぬ問題だと思ひます。それから当然山梨県として富士山が非常に重要であり、また日本としても、最も重要な観光地として観光客が自由に利用できるようなにならなければならぬのが、今接収地、演習場となつておる関係上非常に制限を受けておる。しかし現に今のよ

うに夏分だけは、例外として認める場合も夏分はいかぬといふふうに書いてあることですから、せめて夏分は、まあ夏分だけに限らずに、なるべく観光客に自由に出入りのできるようにする、これはきわめて必要なことであります。が、今の規定の上では、はつきりしていないのでなしに、どちらかというところまで押えられておる。だからこれを明確に規定する必要があると思ひます。もちろんこの中には、この船津林道を大型の自動車でも何でも自由に出入りできるように、通行できるようにする、その結果バス問題が間接に解決する、こういうことになるかと思ひます。それからB地区について、の農耕その他の生業関係の立ち入りは、私も当然これは解釈上自由なものだと思つておりますけれども、何か立札等の字句その他から見ると、わざわざいふと、ちよつと押えられておるような感じがしてまづい。従つて立札なんか撤去し、それでも文章の上にもっと自由になるような表現をする必要があるのではないか、こういう問題があるわけでありまして、なおこのA地区の方につきましては桑畑がある。この利用とか、あるいは石切り場所があつて、これの石切りをもつとやつて、もう少し生産高を上げることのできるようにしてもらいたい、あるいは牧草をもつとたくさん刈り取れるようにしてもらいたいといふような、おもに農業関係者からの要望がかねてからありまして、昨年バス問題が問題になつて、いづれこれは使用条件を改訂して認めてもらふようにするといふときに、A地区における今の問題も非常に強く要望されて、先ほど申しま

した通り、均衡のとれるようにできただけ利用してもよろしい意味合いにおける改訂案を作つて、実は非常に長い間かかつて熟慮なんです、ずつと折衝中にしておつた。その時期に今の問題が起つたといふために、かねてからの不満がここに爆発した、こういうことを先ほど申し上げたわけでありまして、まあいろいろこまかに考えますとたくさん問題があると思ひますけれども、特に今度の長官と陸軍司令官との間の協定、それを実施するための今後使用条件で問題になる点、あるいはそれ以外の点についても、私も今まで考へております大きな問題を拾ひ上げれば以上の点だと思つております。

○木下源吾君　そうすると、やはり今でも射撃はやつておるのですか。
○政府委員(山内隆一君)　この点は軍との間、長官と知事との間には現在の使用条件では、例外といひながら、とにかく認めておる事項があつて、ただそれは調整といふことがある、これが問題になつたが、とにかく今度他の大きな問題も大体解決の見通しがついたわけ、従つてこの射撃は認めざるを得ないか、やむを得ないといふことにはなつております。そこで問題は調整の問題ですが、軍の方から、いつごろやりたいといふ話が出て、それについて十分話し合つて了解して実行するわけですが、そんな意味合いで、軍としてはその後も必要といふわけでは、今は困る、だからちよつと待つてくれといふようなわけで、向うの言ひ通りには必ずしも進んでいないと思ひますが、大体話し合ひでもつて、今も射撃をときどき期間をきめてやつておるような状態でありまして、今やつておりますのは、明日で終わりますが、五月三十一日から六月の三日まで、これは話し合ひの上で実施いたしておりますが、なお六月七日から十一日までの申し込みがあるわけでありまして、これは地元との話し合ひがつくか、つかないかは私はまだ承知をいたしておりません。なおこの機会にちよつと御参考に申し上げたいことは、地元として七月一日から、七月から登山期に入るわけでありまして、そこで今の協定のところには七、八、九を除くといふことになつておるわけでありまして、六月末までやられ

ては、七月一日から山開きになつてほとんどお客さんが入る。その準備のためには、少くも十日か、二週間くらいはどうしても余裕をとつてもらわなければならない。従つて射撃演習はこれは大きな両者の話し合ひで認めることになつておるけれども、実施については六月の半ばまでくらいで打ち切つてもらいたい、こういう強い要望を地元の富士吉田市長が代表で強く要望してあるところであります。それに対して軍としては、現地の隊長としては、それに対する諸君の返事はできない、権限がないからできないが、上の方に連絡して考慮しよ、こういう返事をしてあると最近聞いたわけでありまして。
○木下源吾君　そうすると、根本的な問題はまだ一つも解決しておらぬ、調整の問題で今暫定的に調整してやつておる、こういうわけでありまして。
○政府委員(山内隆一君)　御意見の通りであります。根本的な問題は、実質的には長官と司令官の話で、まず私どもからいへば解決したと言ひたいわけでありまして、ただ形式的にこの中の重要な問題については、使用条件の改訂をいたさなければ、名実ともに認められたといふことにはなりませんので、そこでできるだけ早く使用条件の改訂の案を作つて、施設特別委員会を提案をして、早くこれを決定して、名実ともにこれを今の話し合ひが実現できるといふことを、かように思つております。従つてその意味において問題がまだ残つておると申し上げていいわけでありまして、それからあ

と例外の、今の規定に基いての射撃については、これはどこまでも現地調整、しかしながら、現地調整につきましては、今度、今までも数回にわたつて現地でも話し合つておる。その内容は大体幾日かから幾日までやるという、やる時期とやり方、砲座の位置、それから軍の輸送、資材の輸送とか、あるいは兵隊の動き等について被害を与えないように注意をする。こういう点が現地調整の内容になつておりまして、これは田嶋に話し合ひが進んでおると思つております。
○木下源吾君　私、あともう終るとすれば、この間からこれは祝賀しようといふ話であつたわけですが、もう一つ、やはり吉田市長といふのが向うの何か代表になつておるといふことをいつておられる。ですから富士吉田の市長にこの機会に一つ来てもらひ、こういうことを委員会に提案して終りにしまふ。
○松浦清一君　今いろいろの経過のお話を聞いておりますといふと、実際の射撃演習をする日にち、時期をそのつど話し合ひをしてきめていけるようにとれたのですが、もともと話し合ひ

のときに、どういふ時期に何日間やるか、そういう話し合いが元の話ではきまつてないのですか。たとえば一番最初に富士山ろく実弾射撃演習をやりたい、こう向うから申し入れがあった場合に話し合いをしてやるわけです。その基本的な話し合いをするときに、その時期などについては話し合いがきまつていないのですか。

○政府委員(山内隆一君) 射撃につきましては、協定の中にその明確な時期のことは書いてない。今申しました七、八、九を除いてということだけしか書いてありません。従つて運用上としての大体の了解は必要のつど一々調整、要するに話し合いをする、一ぺん話し合いをしたから、その次の射撃のときはまた前と同じだからといって無断でやるわけにも行かない。一日やるにしても、また、三日置いてやるにしても、必ずそのつど正式に、これは現地の司令官であります、決してその上の方じゃない、富士のキャンプの指揮官と山梨県知事ということに解釈しておりますが、一々知事の方にやりたいと思ふ大体の計画を示して話し合いをする、こういうことになつております。従つてあらかじめ大体どれくらいの回数とか、いつかというところはわかりません。

○松浦清一君 そうすると、射撃演習場だとか、基地だとかというふうなものをアメリカ軍の要請によつて日本側が提供する、あるいはそういう話し合いをすることについて外務省は関係するのですか、しないのですか。

○政府委員(山内隆一君) これは今の条項に基く射撃実施は外務省も直接関係してありませんし、調達庁も関係い

たしてありませんし、どこまでも富士マックネア演習場のいろいろ条件として、「一、一般事項」、あとでいろいろなことが言つてありますが、一般事項の中にいろいろ字句を使つておられます。その中の四項に「在日合衆国軍は、富士吉田、富士御殿場口及び須走口の登山道を越える実弾射撃を原則として禁止することに同意する。ただし七月、八月及び九月を除いては、現地において調整の上、上述の射撃を行うことができる。この場合は射撃中充分な注意を払ふものとする。」、こういうふうな書いてあります。ここにいろいろいふゆる現地調整ということ、中央官庁は関係なしに、軍としてはキャンプ・マックネアの指揮官、それから日本側としては山梨県知事、そういう字句は使つてありませんけれども、そういうふうな解釈をきめて、両者の間でしかるべく話しをする、こういうことになつております。

○松浦清一君 そうすると、今の問題以外その他の基地、演習場というやつも、やはりその調子で関係の知事を現地軍との間で話し合いをする、こういうことになつておりますか、どここの基地を提供する、どこその演習場を提供する、ということは調達庁は関係するのですか、一番最初の話は……。

○政府委員(山内隆一君) 基地の提供につきましては、これは非常に重大な問題でありますので、手続はきつめて複雑になつておりますが、ごくかいつまんで申しますと、軍の要求があつてから現実に土地の引き渡しをするまでの手続を二つに分けることができます。前段の手続としては、その要求に

対して日本側として閣議決定をする。閣議決定するときには、位置と、それから区域、それからその地上の物件なり、権利なりを排除するためのいろいろの内容、そういう大体のことをきめて閣議決定をして、それから合同委員会の両方の代表が調印するまでが一つの手続でございます。それからその次に、両方の代表が調印しますれば、そこで提供の方針がきまつたわけでございます。今度はそれを現実に提供する事務は、主管官庁としては調達庁でございますが、もちろんその土地の状況によつていろいろ各省関係がござい

ますので、たくさん各省と連絡をとりながら、買取するとか、あるいは賃貸契約をするとか、あるいは地上物については移転計画も十分立てて、それらの話をつけるとか、あるいはその土地の上で公けの道路があれば道路のつけかえをするとか、あるいは水路があれば水路のつけかえをするとか、そういう措置を全部講じて軍に引き渡しをするまでの手続、これが事務の手続の後段に属するわけでありまして、その後段の方は、ただ事務的に引き渡しをする、いろいろ権利を獲得して引き渡しをするというところで、表現はそれだけの話ですけれども、非常に実際問題になるとむづかしいためになかなか手数がかる。前段といたしましては、以前は前段は主として外務省がやり、後段は調達庁でやつておりましたけれども、前段の閣議決定をするためにどうしても調査したり、いろいろ関係者の意見を聴取しまして、それから補償問題も決して無視するわけに行かない。それから後者の方の調達庁の事務としては、当然法令に基いていろいろの意

見を聞いたたり、調査をして、補償もきめ、いろいろの法律行為をして提供する。その間に非常に大事な仕事でダブる仕事がたくさんある。その間連絡不十分であつた場合には非常に問題が起ります。そんな関係で仕事をなるべく円滑にすみやかに運ぶために、一昨年の十二月から調達庁で取り扱うことに閣議決定をいたしましたわけでありまして、なかなか最近の後段だけじゃなくて、前段におきましても、すでに非常にいろいろ影響が大きいものですから、反対もありませんし、また意見もありませんので、かなり時間がかかりました。そんな関係で、この仕事の進行というものは調達庁においては最も悩みの種でございます。

○松浦清一君 筋道はわかりました。アメリカ軍から日本に対して要求があれば閣議で決定して、そして最初の元になる話し合いは外務省でやつて、それをどのように引き渡すかということについては調達庁が事務的な折衝をやつて行く、その経路はわかりました。それをやる場合に、地元と大きな反対が起りますね、大抵の場合、閣議できめようが、外務省が向うと話し合いをしようが、地元としては反対が強い。その場合に反対の地元民の声をいふものをどのようにしんじやくされるのですか、しんじやくしないでは何としまして納得させようとするのですか、また反対の意向があれば取り上げるのですか。あの土地は基地として使わせない、演習場に使用せない、そういうふうなことを何というか、今までの話し合いを地元民の意向によつて解消するといふようなことはでき得るのですか、できないのですか。

○政府委員(山内隆一君) 軍の要求がありますと、調達庁としてはその意味を十分把握しなければなりませんので、さつそくその内容について向うに十分問い合せをして意味をはつきりしから、それから関係各省の方に通知を出していろいろ意見をとり、それから地元の知事、それから私の方のその土地というか、地域を所管しておる調達局に対して、やはり同じような照会を出しまして、調達局並びに知事はやはり関係の町村長とかあるいは町村会議長とか、あるいは農業関係の団体の長とか、いろいろの方面の意向を聞きまして、その意向が集まつて、それからそれについて今度は各省が十分お互い下部機構からの意向を調整して、提供するか、しないか、するとして向うの要求通りにするか、あるいはもつと圧縮するかどうか、それらのことを十分あらゆる角度から検討したすわけでございます。従つて今までの例から申しますと、向うの要求を、地元の反対も強いし、それから軍の要求の理由が大した理由じゃないといふようなことで、まあその他もありまうけれども、おもにそういうようなことでけつてしまふことも非常に多いのであります。これは私調達庁がやり出してから何件かつたという数字を今持つておられませんけれども、非常にたくさん拒絶いたしておられます。それからその次には、軍の要求はこればかりもまだ、十分の理由はあるし、軍の要求の内容について若干これは手を入れる必要があるんじゃないか、こういうことになりまうといふと、地元の意向も参酌しながら、その

計画をたゞは面積を少くするか、あるいはその地域のとり方を少し方角を変えとか、あるいは一方に伸ばすやつを両方に少しづつ伸ばすとか、いろいろの方法で面積を縮める、計画を縮めるという事によつて同意する。その場合に極力地元の了解を得るためにあらゆる努力をし、情理を尽し、誠意を尽して説明をいたして了解を得ようにいたしておりますが、どうしても全部の了解を得ることができないというときには、なお最後にどうするかという事を相談しますが、結果としてはどうしても軍に提供しなければならぬが、一部反対があるということになれば、やむを得ず反対が一部ありまして、その間の事情をよく説明して閣議決定をとるようにならしてあります。それからまたもう一つの場合は、軍の要求、實際要求は数が非常に多いのでありますので、非常にわずかな、たとえば電話を引くために電線を通す、あるいは地下のケーブルにする地域を要求するとか、水を引くためにどうか、こういうことは非常に数に達しますから、これらにつきましては、理由はもう絶対必要なことであるし、要求そのものもきわめて必要なことで、内容もほんとうの最小限であるから、そのまま認めることもやはり相当件数あると思います。

○松浦清一君 だいぶありますけれども、時間も何ですし、この問題はそれだけじゃないから……。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めして下さい。

次回は、明日午後一時から開会いたしますが、本会議が長引きました場合には、本会議が散会いたしましたから委員会を開く予定にいたしておきます。明日はできれば参議院先議になつております建設省設置法の一部を改正する法律案を議題にしたいと思ひます。御承知おき願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会